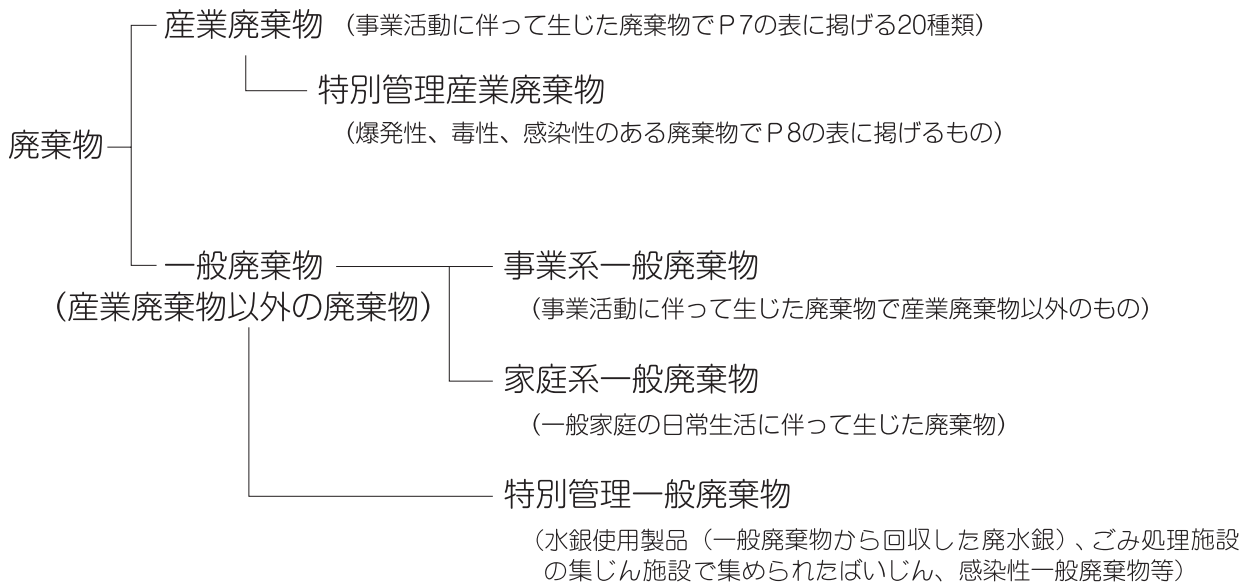


4 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった物のことで、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに分けられます。

さらに、爆発性や毒性、感染性等を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に区分されます。（法第2条）

— 廃棄物の分類 —



次のものは廃棄物処理法で対象としている廃棄物ではありません。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。
- ③ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

注

廃棄物かどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。したがって、例えばコンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。（この場合、再生したとしても各種の基準を満たし、かつ、有効利用されたもののみ、有価物として判断されます。）

(1) 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	代 表 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃 え 殻*	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
	2 汚 泥*	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの 浄水場の沈殿池汚泥
	3 廃 油	廃動植物性油（廃魚油、廃ラード、廃天ぷら油、その他食用油） 廃鉱物性油（エンジンオイル、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類）
	4 廃 酸*	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0 を超えるもの）
	5 廃 アルカリ*	廃ソーダ液、金属せっけん液（水素イオン濃度指数（pH）12.5 未満のもの）
	6 廃 プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、 合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品、石膏ボード
	10 鉱 さい*	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鋳物砂、不良鉱石
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルト・レンガの破片その他これに類する不要物
	12 ば い じん*	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙 く ず	・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ・ 製本業・印刷物加工業に係るもの ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	14 木 く ず	・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ・ パルプ製造業に係るもの ・ 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ※貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずの場合、事業活動に伴って生じたものは、業種にかかわらず、すべて産業廃棄物に該当する。
	15 織 維 く ず	・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	16 動 植 物 性 残 さ	食料品・飲料製造業、医薬品製造業、香料製造業又は飼料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	・ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ・ 食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。
	19 動物の死体	畜産農業に係るものに限る。
	20 令第2条第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

【水銀使用製品産業廃棄物】は従来からある20種類に新たに追加されたものではなく、上記産業廃棄物であって水銀が使用されている製品が廃棄物となったものです。また、上記産業廃棄物のうち*印が付いてある6種類については、水銀を一定の濃度を越えて含有するものは「水銀含有ばいじん等」となります。（P36）

(2) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります。(P49参照)

特別管理産業廃棄物の種類

廃油	事業活動に伴って排出される揮発油、灯油若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油で、引火点70℃未満のもの	
廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される使用済みの注射針など、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布された又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ汚泥、木くず及び繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。) ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及び除去工事に用いられたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿及び集じんフィルターなど
	燃え殻 汚泥 酸 廃アルカリ ばいじん	・政令で定める施設において生じたもので判定基準に適合しないもの ・廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻並びに特定施設を有する工場又は事業所において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらの処理物で、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの(P71参照) ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設又は蒸留施設を有する工場又は事業所から排出されるもので、ジクロロメタン等を一定濃度以上含むもの
	銻さい及びその処理物	判定基準に適合しないもの及び銻さいを処分するために処理したもののうち、判定基準に適合しないもの
廃油	・政令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンの廃溶剤(含有量の如何にかかわらず) ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設から排出されるもの	

特別管理産業廃棄物の判定基準(規第1条の2)

	燃え殻・ばいじん・銻さい			廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・銻さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと ¹⁾			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀	0.005 ¹⁾	0.05 ¹⁾	0.005 ¹⁾			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン						1	1	1	1
PCB				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 ²⁾	5 ²⁾	0.5 ²⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算) ⁴⁾	3ng/g ³⁾	100pg/L ³⁾	3ng/g ³⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

※ 1) 燃え殻及びその処理物は除外

2) ばいじん及びその処理物に適用

3) 銻さい及びその処理物は除外

4) H12.1.15において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉については、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行う場合は基準を適用しない。(平成15年3月3日環境省令第2号附則第2条)

(3) 特別管理産業廃棄物の有毒性等

① 引火性廃油

1) 引火性廃油の油種

廃油となる引火性油は主として洗浄に使われたガソリン、灯油、軽油と一部の有機溶剤である。

2) 火災、爆発

引火性廃油は可燃性で蒸気圧が高く、比較的低温においても多量の油蒸気が発生するので、蒸気が漏れた場合に、近くに着火源が存在すれば、火災、爆発等の重大な事故を誘発する。

3) 健康被害

廃有機溶剤の溶剤濃度は多くの場合50%を超えている。有機溶剤には毒性の強いものが多い。

ア 蒸気を吸入したとき：一般に短時間の興奮期を経て麻酔状態を起こす。作用のひどいものではめまい、吐気を催し失神するようなこともある。

イ 皮膚に接触したとき：多くの有機溶剤は皮膚からも吸収され、吸入の場合と似た症状を起こす。

ウ 目に入ったとき：一般的に粘膜を刺激する。程度が強くなるにつれ粘膜炎から粘膜傷害までの症状がでる。

エ 主な有機溶剤の管理濃度は次のとおりである。(平成17年3月31日付け基発第0331017号)

アセトン500ppm、二硫化炭素1ppm、キシレン50ppm、メタノール200ppm、酢酸エチル200ppm、トルエン20ppm

② 強酸・強アルカリ

1) 強酸性薬品

ア 硫酸：接触すると重度の薬傷を起こし、眼に入ると失明する。

イ 塩酸：皮膚、粘膜に付着すると炎症を起こす。硫酸と異なり、塩酸は容易にガス状又はミスト(霧状)になるので吸引しないよう注意する。

2) 強アルカリ性薬品

ア 水酸化ナトリウム：固形又は濃度の高い溶液に触れると急激に局所が腐食し、潰瘍を形成する。目に入ったときは特に危険である。

イ 次亜塩素酸ナトリウム：皮膚に付着すると水酸化ナトリウムと同じ症状を引き起こす。

③ 感染性産業廃棄物

血液等に含まれる病原体は、直接人の血液と接触すると、血液媒介感染する。汚染血液の輸血、汚染血液の付着した針、ガラス片等を皮膚に刺した時に感染し、人の血液中で増殖し発病に至る。傷口のある指で、感染性廃棄物に触れると、傷口を通して感染する可能性もあり、傷口がない場合であっても、針、ガラス片等、鋭利な汚染物があればそれが突き刺さる危険性が大きい。

④ 特定有害産業廃棄物

物質名	危険性・有毒性
水銀	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀蒸気を吸入すると、腹痛、咳、下痢、息切れ、嘔吐、発熱を起こすことがある。LC₅₀：0.019mg/L/4h以下（ラット） ・高濃度の水銀蒸気への暴露により、眼の充血や灼熱感、結膜炎を起こすことがある。 ・皮膚からも吸収される可能性があり、アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器への障害（呼吸器系、心血管系、腎臓、肝臓、中枢神経系）を起こすことがある。
無機水銀化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・無機水銀化合物の主な物質としては、塩化水銀（Ⅱ）がある。 ・吸入すると、咳、咽頭痛、灼熱感、息切れを起こすことがある。 ・経口摂取すると、胃痙攣、腹痛、灼熱感、金属味、下痢、吐き気、咽頭痛、嘔吐、ショックまたは虚脱を起こすことがある。LD₅₀：25.9-77.7mgHg/kg、37mg/kg（ラット） ・皮膚感作性がある。皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤、痛み、水疱、皮膚熱傷を起こすことがある。 ・眼に入ると、痛み、発赤、かすみ眼、重度の熱傷を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（腎臓、消化管、肝臓、心血管系、呼吸器、神経系）を起こすことがある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管）を起こすことがある。
カドミウム 又はその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・人体に長期間にわたって取り込まれると、障害を生じさせることが知られている。 ・発がん性に関しては、実験動物によって多くの研究がなされ、ラットにカドミウムを含む空気を吸入させたり、注射や口からカドミウムを投与した実験で、精巣、肺、前立腺、造血系などに腫瘍の発生が報告されている。 ・口から長期間にわたってカドミウムを取り込むと、近位尿細管機能障害を主な症状とする腎機能障害が生じることが知られている。
鉛又はその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・人間は、常時体内に鉛0.33mgを摂取しているが、一方、糞・尿中の排泄量もまた0.33mgで、そのバランスが保たれている。しかし、鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を表す。 ・1日に0.5mg以上吸収すると、蓄積して毒性を表す。0.5mg吸収すると致命的である。 ・急性中毒の症状は、四肢の麻痺、痙攣が特徴で、顔面蒼白、嘔吐下痢、血便、頻脈、腎臓障害を起こし、1～2日で死に至る。 ・慢性症状としては疲労、頭痛、四肢の感覚障害、けいれん、排尿障害などを起こす。
有機燐化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・有機燐剤の毒性は、化合物によって差があるが、特に毒性の強いものはTEPP、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNなどである。 ・ミスト、粉末、液を吸入すると、吐き気、嘔吐、呼吸困難、けいれん、頻脈、めまい、昏睡から死に至る。 ・皮膚につくと、皮膚炎を起こすものがある。 ・皮膚から吸収して、毒性を示すものがある。
クロム又はその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・クロム、三価クロム化合物を吸入すると、アレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれがある。 ・クロムの単回暴露により、全身毒性のおそれ、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい蒸気を吸い込むことによって、手足、顔、などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られている。 ・六価クロム化合物は鼻の粘膜や喉へも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがある。
砒素 又はその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・人に対する砒素化合物の急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、致死量は体重1kg当たり砒素として1.5～500mgと考えられている。 ・慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されている。 ・砒素を含む農薬の製造者及び使用者、銅の精錬作業に従事した作業者に、主に三価の砒素による肺がんが報告されている。
シアン化ナトリウム シアン化カリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、吐き気、めまい、嗜眠、咽頭痛、頭痛、錯乱、脱力感、息切れ、痙攣、意識喪失を起こすことがある。 ・経口摂取すると、灼熱感、吐き気、嘔吐、下痢等を起こすことがある。LD₅₀：5.733mg/kg（ラット）（シアン化ナトリウム）、2857μg/kg（ヒト）（シアン化カリウム） ・皮膚に接触すると、軽度の皮膚刺激のほか、吸収される可能性があり、発赤、痛み等を起こすことがある。LD₅₀：14.602mg/kg（ウサギ）（シアン化ナトリウム）、22.3mg/kg（ウサギ）（シアン化カリウム） ・シアン化ナトリウムは、眼に入ると、強い眼刺激、充血、発赤、痛み、重度の熱傷等を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（中枢神経系、精巣、腎臓、副腎、脾臓）を起こすことがある。 ・シアン化カリウムは、眼に入ると、充血、痛み等を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害のおそれ（中枢神経系）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害のおそれ（甲状腺、腎臓、肝臓、脾臓、中枢神経系）がある。

物質名	危険性・有毒性
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	<ul style="list-style-type: none"> ・脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。 ・一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素二キヒ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気を吸入すると、めまい、嗜眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：4800-13000ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、咽頭痛、不整脈、呼吸停止等を起こすことがある。LD₅₀：5400-7200mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：29000mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、乾燥や発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、強い刺激性、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、中枢神経系、肝臓に影響を与えることがある。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気を吸入すると、咳、めまい、頭痛、嗜眠、吐き気、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：5013-7071ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、咽頭痛、不整脈、呼吸停止等を起こすことがある。LD₅₀：2400-13000mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：5000mg/kg（マウス） ・皮膚に接触すると、乾燥や発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、灼熱感、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系、呼吸器、肝臓）、眠気又はめまいのおそれ、（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（神経系、肝臓、呼吸器）、臓器の障害のおそれ（腎臓）がある。
ジクロロメタン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、めまい、嗜眠、吐き気、脱力感、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：15000ppm（ラット） ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。LD₅₀：1530-2524mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤、灼熱感を起こすことがある。 ・眼に入ると、痛み、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系、呼吸器）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、中枢神経系、肝臓、生殖器（男性）に影響を与えることがある。
四塩化炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、めまい、嗜眠、吐き気、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀：8000ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛、下痢を起こすことがある。LD₅₀：2350-10200mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：15000mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤、痛みを起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器への障害（中枢神経系、肝臓、腎臓）を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器への障害（肝臓、腎臓）、臓器への障害のおそれ（呼吸器）がある。
1,2-ジクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咽頭痛、吐き気、嘔吐、咳、頭痛、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：1000-1900ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、咽頭痛、吐き気、嘔吐、咳、頭痛、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LD₅₀：670-967mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：2800-4900mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓、消化管）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（神経系、肝臓、心血管系、甲状腺）、臓器の障害のおそれ（血液系、腎臓）がある。
1,1-ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：415-32000ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。LD₅₀：1500-2500mg/kg（ラット） ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（血液、呼吸器、肝臓、腎臓、生殖器（男性））を起こすことがある。
シス-1,2-ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、吐き気、嗜眠、脱力感、意識喪失、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀：13700ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。 ・皮膚に接触すると、皮膚の乾燥を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。

物質名	危険性・有毒性
1,1,1-トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、吐き気、協調不全、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：18400ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢等を起こすことがある。LD₅₀：10300-12996mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：15800-116000mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系、心臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（中枢神経系、肝臓、心臓）、臓器の障害のおそれ（肺）がある。
1,1,2-トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気を起こすことがある。LC₅₀：2000ppm/4h（ラット） ・経口摂取において、誤嚥の危険性があり、咳、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気を起こすことがある。LD₅₀：837mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：5380mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（腎臓、肝臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（神経系呼吸器、消化管、腎臓、肝臓）を起こすことがある。
1,3-ジクロロプロペン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、咽頭痛、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀：595-1190ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛を起こすことがある。LD₅₀：57-713mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：333-504mg/kg（ウサギ）、423-2000mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系、肺）を起こすことがある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害のおそれ（胃、上気道、膀胱）がある。
チウラム	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、錯乱、咳、めまい、頭痛、咽頭痛を起こすことがある。LC₅₀：0.5-4.42mg/L（ラット） ・経口摂取すると、錯乱、咳、めまい、頭痛、咽頭痛を起こすことがある。LD₅₀：560-4000mg/kg ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ラット） ≥2000-7940mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系）を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（甲状腺、肝臓）、臓器の障害のおそれ（神経系）がある。
シマジン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入（粉じん、ミスト） LC₅₀：>1.71-2.1mg/L/4h（ラット） ・経口 LD₅₀：>5000-10000mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ウサギ） ・単回暴露により、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（血液系）、臓器の障害のおそれ（神経系）がある。
チオベンカルブ	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入（粉じん、ミスト） LC₅₀：>2.43mg/L/4h（ラット） ・経口 LD₅₀：1030-1289mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ラット）、2000mg/kg（ウサギ） ・単回暴露により、臓器の障害（神経系）を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害のおそれ（肝臓、腎臓）がある。
ベンゼン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、息切れ、痙攣、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：44.66mg/L/4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛、咽頭痛、嘔吐等を起こすことがある。LD₅₀：810-4900mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>8200mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤、痛み等を起こすことがある。 ・眼に入ると、腹痛、咽頭痛、嘔吐等を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（呼吸器）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（中枢神経系、造血系）を起こすことがある。
セレン又はその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・元素自体は、比較的刺激性がなく吸収されにくい、蒸気になると強毒性。 ・セレンは砒素と化学的及び生理学的に類似しているため、化合物はすべて毒性がある。 ・眼に入ると、結膜炎や角膜壊死を起こす。 ・皮膚に接触すると、熱傷、湿疹とじん麻疹黄色化、爪、歯牙、毛髪の色化が起こることがある。 ・吸入すると、嗅覚欠如、鼻とのどの刺激症状、呼吸のニンニク臭、気管支炎、肺炎、気管支喘息を起こすことがある。 ・消化器症状としては、金属味、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、肝肥大を起こすことがある。

物質名	危険性・有毒性
1,4-ジオキサン	<ul style="list-style-type: none"> ・吸入すると、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛を起こすことがある。LC₅₀：9158-14236ppm/4h（ラット） ・経口摂取すると、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛を起こすことがある。LD₅₀：4200-7339mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：2100mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性がある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（腎臓、肝臓、中枢神経系）、臓器の障害のおそれ（呼吸器）がある。
ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDについては、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性がある。 ・ダイオキシン類自体が直接遺伝子に作用して発がんを引き起こすのではなく、他の発がん物質による発がん作用（がん化）を促進する作用（プロモーション作用）がある。 ・実験用動物（ねずみ等）においては、妊娠中に比較的多量のダイオキシン類を与える実験で、生まれた動物に口蓋裂、水腎症等の奇形を起こすことが認められ、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。
廃石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・急性障害として、軽度の局部刺激や中程度の吸入障害もあるが、通常は長年にわたり石綿粉じんを吸入することにより起こる慢性障害、すなわち石綿肺を引き起こす。 ・せき、たんなど気管支炎症状を伴い、褐色の連珠状の「石綿小体」を作るので、これがたんの中に見つかれば石綿粉じんを吸入した証拠になる。なお、石綿肺には肺がんや胸膜の中皮腫を合併することがある。特にクロシドライトはこの傾向が強いといわれる。

※ LC₅₀(半数致死濃度)：急性毒性の値。吸入により、環境中の生物あるいは実験動物の50%を死亡させると予想される濃度
LD₅₀(半数致死量)：急性毒性の値。経口または経皮による1回の投与で、実験動物の50%を死亡させると予想される濃度

⑤ **指定有害廃棄物：硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性（pH2.0以下）を有するもの。）**